

しんせいじやくぶつりだつしょうこうぐん 新生児薬物離脱症候群

英語名 : Neonatal withdrawal syndrome or Neonatal abstinence syndrome

A. 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるというものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

妊娠中お産が近づいてから、けいれんを抑える薬、不安感などの精神的な症状を和らげる薬を使用していたお母さんから生まれた赤ちゃんに薬の作用として、「ぐったりしている状態」や「手足をブルブルふるったりする状態」があらわれることがあります。薬の影響がより強い場合には「けいれん」や、「息をとめる」などの一時的な症状が現れることがあります。こうした赤ちゃんの一時的な変化を新生児薬物離脱症候群と言います。新生児薬物離脱症候群をそのまま放置すると、お母さんが生まれてきた赤ちゃんを一般的な家庭環境で育てることが困難になります。また、お産の前に投与された薬だけでなく、日ごろ摂取している嗜好品が、赤ちゃんの生まれてからの症状に影響を及ぼすことがありますので、お産をする施設の担当医に使用中の薬や嗜好品を正直に話してください。そうすることにより、新生児薬物離脱症候群を起こしやすい薬や嗜好品であるかどうかを確認して、必要であれば赤ちゃんが生まれた時から新生児薬物離脱症候群をチェックして、必要に応じた治療をすることができます。

1. 新生児薬物離脱症候群とは？

お産の前に投与された薬や常用している嗜好品が、胎盤を通過して生まれてきた赤ちゃんに一時的な効果を及ぼし、その物質が赤ちゃんの体から排泄される過程で、赤ちゃんの脳、消化管や自律神経の症状が一時的に現われることです。脳の症状として、筋肉の緊張がなくなってグッタリしたり、不安興奮状態で手足をブルブルふるったりすることがあります。もっと重い症状として、息を止めたり、けいれんしたりすることがあります。消化管の症状として、下痢や嘔吐がみられる場合もあります。自律神経の症状として、たくさん汗をかいたり、熱をだしたりします。これらの症状は、他の病気でも見られますので、検査によって他の病気との区別を必要とする場合もあります。

2. 早期発見と早期対応のポイント

お母さんが、常用している薬や嗜好品を担当の医師に話すことが早期発見の手がかりになります。この症候群を起こしやすいのは、てんかんの治療薬、不安感などの精神の安定をはかる薬、鎮痛薬や喘息の治療に使う飲み薬などです。嗜好品には、アルコールやカフェイン、非合法の麻薬などがあります。これらの薬や嗜好品を常用されているお母さんから生まれた赤ちゃんは、医療関係者の監視下において、決まった時間毎に新生児薬物離脱症候群のチェックリストで点数をつけ、一定の点数以上になったら治療するようにして、お母さんが赤ちゃんを一般的な家庭環境で育てやすい状態に治療することができます。



※ 医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページの、「添付文書情報」から検索することが出来ます。(<http://www.info.pmda.go.jp/>)

また、薬の副作用により被害を受けた方への救済制度については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページの「健康被害救済制度」に掲載されています。(<http://www.pmda.go.jp/>)